

令和5年度

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計
経営健全化審査意見書

令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見

1 審査の対象

令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の方法

資金不足比率審査は、広域連合企業長から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを主眼として、決算書等関係書類を照合精査するとともに、関係当局の説明を聴取し、実施した。

3 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。

記

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道事業)	—%	20%
かずさ水道広域連合企業団水道事業会計 (水道用水供給事業)	—%	

資金不足比率の算定根拠

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

いずれの会計においても、資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

$$\text{水道事業} = \frac{\text{資金の不足額 } \Delta 5,597,963 \text{ 千円}}{\text{事業の規模 } 8,398,557 \text{ 千円}}$$

$$\text{水道用水供給事業} = \frac{\text{資金の不足額 } \Delta 7,347,471 \text{ 千円}}{\text{事業の規模 } 5,895,532 \text{ 千円}}$$